

休日の急患診療のお知らせ
病一診連携休日
急患診療室

急病でどうしても受診が必要な方が対象です。診療にあたるスタッフも限られており、薬も必要最小限しか処方できません。軽微な症状の場合は、本来の診療時間内にかかりつけ医にて受診してください。

受診する場合は電話等で事前にご相談ください。

場所 ひだか病院
電話 0738-22-1111

◆日曜・祝日の救急診療

※年末年始(12月31日~1月3日)含む

時間

10:00~12:00
13:00~16:00

診療科目

当日の診療医師により専門診療科目は異なります。

担当医師

日高医師会所属の医師が輪番で対応します。必要に応じて、ひだか病院の医師に引き継ぎます。

◆土曜日の小児救急診療

※但し、土曜日が祝日の場合は除く

時間

15:00~20:00
(受付19:30まで)

診療科目

小児科

担当医師

開業小児科専門医、北出病院勤務小児科医、ひだか病院勤務小児科医の輪番で対応します。

※詳しくは、御坊市ホームページをご確認ください。



支給対象者の方に「不足額給付金支給確認書」を順次送付しています。届いた方は、確認書に必要事項を記入し、提出書類とともに返送してください。

※返送期限までに提出がない場合や記入もれ等、提出書類に不備がある場合は、給付を受けることができません。

締 10月31日(金) 必着
提出書類
①不足額給付金支給確認書
②本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
③振込口座を確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカードなど)

問 税務課
☎0738・23・5504
FAX0738・24・2890

定額減税不足額給付金について

保険年金課からのお知らせ

○付加保険料の納付について
国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者は、定額保険料に、付加保険料を上乘せし納めることで、将来、受給する老齢基礎年金を増やすことができます。

付加保険料の納付は、申出月からの開始となります。

定額保険料の月額(令和7年度) 17,510円
付加保険料の月額 4000円
納付できない方
・国民年金保険料の納付を免除されている方
・国民年金基金の加入員である方(国民年金基金については、全国国民年金基金課へ ☎0120・95・4192)

※個人型確定拠出年金(DIC)の納付額によっては、付加保険料の納付ができない場合があります。

あります。
詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

○ねんきんネットのご案内
「ねんきんネット」は、これまでの年金制度の加入記録や保険料の納付状況などのご自身の年金記録を、24時間いつでもインターネットで確認できるサービスです。

また、ねんきんネットをマイナンバーと連携させることで、一部の手続きを電子申請ですることが出来ます。

詳しくは次の二次元コードから日本年金機構のホームページをご覧ください。



○年金相談会のお知らせ
時 9月18日(木)
10時~11時30分・13時~15時
市役所1階会議室101・102
田辺年金事務所 お客様相談室

対 令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で
①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取

対 令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の遺族の方へ
「第十二回特別弔慰金」
請求はお済みですか?

☎0739・24・0432
※電話予約が必要です。
(相談日の1か月前から予約を受付しています)
問 保険年金課
☎0738・23・5530
FAX0738・24・2890

得した方
②戦没者等の子
③戦没者等の(1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。

④ ①~③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面27万5千円
5年償還の記名国債
請求期限 令和10年3月31日
手続きに必要なもの等、詳しくは次の二次元コードからホームページをご確認ください。

申・問 社会福祉課
☎0738・23・5508
FAX0738・24・2390

